

○鳥羽志勢広域連合長の専決処分事項の 指定について

〔平成28年2月17日
議 決〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥羽志勢広域連合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 1件100万円（交通事故により人の生命又は身体を害した場合にあっては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく保険金額の最高限度額）以下の法律上、鳥羽志勢広域連合の義務に属する損害賠償の額の決定並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。

附 則

この指定は、議決の日から施行する。